

青森県報

号外第五十一号

令和三年
五月三十一日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一

規 則

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「内閣府 令第十一号」、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年厚生労働省以下「府省令」という。)及び」に改める。

第二条を次のように改める。

(書類の様式)

第二条 省令第二十八条第一項の規定による製品検査申請書は、第一号様式による。

2 次に掲げる書類の様式は、知事が別に定めるところによる。

一 省令第四十九条第一項の規定による食品衛生管理者設置(変更)届書

二 省令第六十七条の規定による営業許可申請書

三 省令第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による許可営業者地位承継届出書

四 省令第七十条の二の規定による営業届出書

五 省令第七十一条の規定による営業許可申請事項等(営業届出事項)変更届出書

六 省令第七十一条の二の規定による廃業届出書

七 府省令第二条の規定による食品等回収届出書

八 府省令第三条の規定による食品等回収届出事項変更届出書

九 府省令第四条の規定による食品等回収終了届出書

第四条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「いう。」の下に「又は法第五十七条第一項(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の届出をした者」を加え、「営業を」を「営業等を」に、「営業休止(再開)報告書(第八号様式)」を「営業等休止(再開)報告書(第二号様式)」に改め、同条第二項を削る。

第五条を削る。

第六条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第十二号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「営業所」を「営業の施設」に改め、同条を第五条とする。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式を次のように改める。

